

多久市企業立地奨励条例をここに公布する。

令和8年3月23日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第7号

多久市企業立地奨励条例

多久市企業立地奨励条例（昭和53年多久市条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に事業所等の新設又は増設を奨励し、本市における地域経済の活性化、雇用の創出及び定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所等 製造業、運輸業、情報通信業その他の事業で規則に定めるものの用に供する施設をいう。
- （2） 新設 市内に事業所等を有しない者が、市内に新たに事業所等を設置することをいう。
- （3） 増設 市内に事業所等を有する者が、市内に新たに事業所等を設置し、又は既存の事業所等を拡充することをいう。
- （4） 事業所等設置者 事業所等を新設し、又は増設する者をいう。
- （5） 課税免除対象者 事業所等設置者のうち、第5条第2項の規定により奨励措置適用事業所等の指定を受けたもので、規則で定める対象事業の区分に応じた要件に該当する者をいう。

(6) 特例対象者 事業所等設置者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 本市と新設又は増設に係る進出協定（以下「進出協定」という。）を締結し、当該進出協定の締結日（既に進出協定を締結している者にあつては、第5条第2項の規定による奨励措置適用事業所等の指定の日）から起算して2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、市長が別に定める期間）以内に操業を開始し、かつ、事業所等における操業が10年以上継続することが見込まれること。

イ 第5条第2項の規定により奨励措置適用事業所等の指定を受け、かつ、規則で定める対象事業の区分に応じた要件に該当すること。

(7) 奨励対象者 課税免除対象者のうち、前号アの要件に該当する者をいう。

(8) 投下固定資産 新設又は増設に伴い取得した事業所等の事業の用に供する土地、建物及び償却資産をいう。

(9) 常用労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿に記載された者をいう。

(10) 新規常用従業者 新設又は増設される事業所等の常用労働者（配置転換、出向等により当該事業所等に雇用される場合は、市外から市内へ転入する者に限る。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 第12条ただし書に規定する雇用奨励金に係る申請書を提出する日（以下「雇用奨励金申請日」という。）において、新設又は増設における操業開始の日前1年以内の日から操業開始の日後3年以内の日までに、当該事業所等で1年以上継続して雇用されていること。

イ 雇用奨励金申請日において、市内に住所を有すること。

（便宜供与）

第3条 市長は、事業所等設置者に対し、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 事業所等の設置に必要な情報を提供すること。

(2) 敷地の取得、労務の充足、資材資金の調達、輸送施設の整備その他事業所等の設置に必要な事項について、協力又はあつ旋すること。

(奨励措置)

第4条 市長は、事業所等設置者に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1) 固定資産税の課税免除等（課税の免除又は不均一課税をいう。以下同じ。）

(2) 雇用奨励金の交付

(3) 用地取得奨励金の交付

(4) 操業支援補助金の交付

(奨励措置適用事業所等の指定)

第5条 前条の奨励措置を受けようとする者は、規則で定める申請書を事業所等の新設又は増設に係る工事に着手する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認める者について奨励措置適用事業所等に指定するものとする。

(固定資産税の課税免除等)

第6条 市長は、課税免除対象者の投下固定資産に対して課する固定資産税については、新設又は増設後に最初に課すべきこととなる年度（以下「当初課税年度」という。）以降6箇年度について、課税を免除することができる。

2 市長は、特例対象者の投下固定資産に対して課する固定資産税については、当初課税年度以降5箇年度については課税を免除し、その翌年度以降5箇年度については多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）第62条の規定にかかわらず、同条による税率に2分の1を乗じて得た税率とすることができる。

3 市長は、第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けている課税免除対象者が、当初課税年度以降5箇年度中に、特例対象者の要件を満たすに至った場合は、第2項の規定を適用することができる。この場合において、課税免除等の適用期間は当初課税年度から起算するものとする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第24条に規定する固定資産税及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条第2号に掲げる固定資産税については、当初課税年度以降6箇年度については課税を免除し、その翌年度以降4箇年度については多久市税条例第62条の規定にかかわらず、同条による税率に2分の1を乗じて得た税率とすることができる。

5 第1項から前項までの規定により固定資産税の課税免除等を受けた者が、規則で定める要件を満たさなくなった場合は、その翌年度以降、当該固定資産税の課税免除等を適用しないものとする。

（雇用奨励金）

第7条 市長は、奨励対象者又は特例対象者に対し、新規常用従業者が5人以上である場合は、当該新規常用従業者数に50万円を乗じて得た金額を雇用奨励金として交付することができる。ただし、当該奨励金の金額は、5,000万円を限度とする。

（用地取得奨励金）

第8条 市長は、奨励対象者又は特例対象者に対し、取得した用地の面積が5,000平方メートル以上の場合は、当該用地の取得金額に20パーセントを乗じて得た金額を用地取得奨励金として交付することができる。ただし、当該奨励金の金額は、3,000万円を限度とする。

（操業支援補助金）

第9条 市長は、特例対象者に対し、規則で定めるところにより、操業支援補助金を交付することができる。ただし、当該補助金の金額は、5,000万円を限度とする。

（事業所等設置者の責務）

第10条 事業所等設置者で奨励措置を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

（1） 生活環境及び自然環境の保全

(2) 市が実施する諸施策への協力

(3) 市内居住者の優先雇用

(履行の義務)

第11条 奨励措置を受けようとする者は、市税その他本市に対する納付義務を完全に履行していなければならない。

(奨励措置の申請)

第12条 奨励措置を受けようとする者は、規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定による雇用奨励金の申請については、新設又は増設につき1回とする。

(変更等の届出)

第13条 奨励措置の決定を受けた者は、前条の申請の内容に変更等が生じたときは、規則で定める届出書により、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定の承継)

第14条 相続、譲渡、合併その他の事由により奨励措置適用事業所等の指定を受けた者に変更が生じたときは、承継者は、規則で定める届出書に承継の事実を証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書が提出された場合は、承継者に対して被承継者の残存する奨励措置を適用することができる。

(奨励措置の取消等)

第15条 市長は、奨励措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は停止することができる。

(1) 事業所等を当該事業以外の用途に供したとき。

(2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又はその状態にあると認めるとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により奨励措置を受けたとき。

(4) 正当な理由なく操業を開始しないとき。

(5) この条例の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励措置の決定を取り消したときは、既に受けた課税免除等に係る税額に相当する金額の全部若しくは一部を納付させ、又

は既に交付した奨励金若しくは補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(調査)

第16条 市長は、奨励措置について必要があると認めるときは、奨励措置を受けた者から報告を徴し、又は職員に命じて当該奨励措置に関する帳簿書類を調査させることができる。

2 奨励措置を受けた者は、前項の調査を拒むことができない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の廃止)

2 多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例（平成17年多久市条例第21号。以下「旧特区条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の多久市企業立地奨励条例（以下「旧奨励条例」という。）又は廃止前の旧特区条例の規定により固定資産税の課税免除等の適用及び奨励金又は補助金の交付（以下「奨励措置」という。）を受けている者（この条例の施行の日前に旧奨励条例又は旧特区条例の規定に基づき奨励措置の申請をした者を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。